

鈴鹿医療科学大学 I C T 教育センター マルチメディア施設の機器利用規程

(目的)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）I C T 教育センターのマルチメディア施設の情報処理装置・設備機器の利用にあたって、必要な事項を定めるものである。

(利用範囲)

第2条 マルチメディア施設の機器を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員（非常勤を含む。）
- (2) 本学の学部学生、大学院生、卒後聴講生、科目等履修生および研究員
- (3) 本学の関係する者で、学長が認めた者
- (4) 学外貸出許可者

2 マルチメディア施設の機器は、次のとおりとする。

I C T 教育センター管理下にあるコンピュータ実習室ならびに講義室内のマルチメディアの情報処理装置・設備機器

(利用時間・利用手続)

第3条 マルチメディア関連施設の利用時間は、原則として次のとおりとする。

・土曜日、休・祝日、休校時等を除く平日 午前9時30分から午後6時20分まで

ただし、I C T 教育センター長（以下「センター長」という。）は必要に応じ、これを変更することができる。

2 時間外に利用する者は、時間外利用許可願いを利用前日までに提出すること。

(教育・研究ネットワークの利用)

第4条 マルチメディア機器を経由した教育・研究等のネットワークの利用については、別に定める。

(利用者の禁止事項)

第5条 マルチメディア施設を利用する者は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 機器、備品、消耗品等の無断持出
- (2) 機器、備品、消耗品等の設定、接続、配置等の変更等
- (3) 機器、備品、消耗品等の故意による破壊や汚損
- (4) 室内へ危険物の持込み
- (5) 室内での喫煙及びマルチメディア機器およびコンピュータ等付近での飲食
- (6) 機器類の不必要な長時間占有
- (7) その他、I C T 教育センターの指示に違反する行為

2 前項の規定に違反した場合は、センター長は利用を禁止することができる。

(賠償)

第6条 利用者がその責に帰する理由により、機器、備品、消耗品等を破壊や汚損または紛失したとき、補償させることができる。また、I C T 教育センターに具体的な内容を報告すること。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、運営協議会の承認を得て行うものとする。

附 則

本規程は、平成12年7月25日から施行する。

本規程は、令和3年12月7日に改正し、施行する。